

# 尼崎市 埋蔵文化財 取り扱い手引き

- 令和6年度 -

## 例 言

1. この冊子は、尼崎市内に所在する埋蔵文化財の取り扱いについて説明した手引きです。
2. 本手引きは、市民の文化財の愛護心の育成と、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の周知と理解を図ることを目的として作成しました。
3. 本手引きに掲載している地図は、『尼崎市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表』（昭和61年）をもとに、その後の調査等で新たに確認された遺跡を追加して作成したものです。
4. 地図には、遺跡及び遺跡推定地を示しています。但し、日々の発掘調査等により新たに遺跡が追加確認される場合がありますので、まず専用フォームから、もしくは「**埋蔵文化財確認依頼書**」（15頁・様式①）で該当の有無を確認し、土木工事等の企画・策定段階で必ず尼崎市立歴史博物館にお問合せください。



埋蔵文化財確認依頼がパソコン・スマホでできるようになりました。  
左のQRコードを読み取ってください。

5. 遺跡及び遺跡推定地の範囲は、令和6年3月31日現在のものであり、将来訂正を加える場合があります。

## 主な変更点

1. 埋蔵文化財の確認依頼のフォームのQRコードと説明が例言の4の末に移動しました。
2. 庄ノ内遺跡の範囲の変更（7・8頁）
3. 庄ノ内遺跡推定地の範囲の変更（7・8頁）
4. 武庫庄遺跡推定地の変更（7・8頁）

## I はじめに

尼崎市内には、建造物・絵画等の優れた文化財が数多く存在しますが、近年の急激な開発に伴い特に「埋蔵文化財」が注目されるようになりました。埋蔵文化財とは、文化財保護法（以下「法」という）第92条第1項によると、「土地に埋蔵されている文化財」であり、貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅その他の遺跡、土器・石器・木器・金属器・瓦などの考古史料（遺物）を指します。これらの埋蔵文化財を包蔵する土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）については、法第95条第1項で、国及び地方公共団体が必要な資料の整備及び周知の徹底を図るよう努めることが義務づけられています。本手引きは、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を示し、埋蔵文化財の取り扱いについて説明したもので、この範囲内で土木工事等（宅地開発事業・住宅建設事業・道路建設事業・河川事業・電源開発事業・その他諸々の事業）を実施しようとする際には、法第93条第1項により60日前までに文化庁長官（権限委譲により実際の届出先は尼崎市教育委員会です。）に届出をすることが義務づけられています。

## II 埋蔵文化財の取り扱い

### 1. 事前協議

尼崎市内で土木工事等を行う場合、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを事前に確認する必要があります。現在、建築工事の事前協議申請書等が提出される際に市教育委員会でチェックを行っていますが、具体的に土木工事等が決定される前（開発行為の企画・策定段階）から協議を行っていただければ、後の調整がよりスムーズに進みます。事業区域が概略決定した段階で、当該区域内における埋蔵文化財の所在状況について尼崎市立歴史博物館に下記の専用フォームから、または「埋蔵文化財確認依頼書」（15頁・様式①）によりFAXか歴史博物館埋蔵文化財窓口でご照会下さい。（口頭での照会は、誤認を生じる場合がありますので、回答いたしておりません。）

◎埋蔵文化財確認依頼のフォーム



<https://b449c1ba.form.kintoneapp.com/public/d371549fdc2ac6dfb805abc097abe980022bde0d276b3083c003b418870864bf>

### 2. 埋蔵文化財発掘届出書の提出

土地の改変を伴う工事を行う場所が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれる場合、事業者は工事着手の60日前までに「埋蔵文化財発掘届出書」を尼崎市教育委員会に届け出な

ければなりません(法第93条1項)。届出は所定の書式(17～19頁・様式②・③・④)に必要事項を記入のうえ、必要な書類(16頁・記載例参照)を添付して、尼崎市立歴史博物館に提出してください。提出部数は1部です。

### 3. 尼崎市教育委員会の指示

「埋蔵文化財発掘届出書」が提出された後、埋蔵文化財の取り扱いについては尼崎市教育委員会が、その指示内容を申請者に通知します(「土木通知」といいます。)、指示の内容は、工事着手前の発掘調査、工事中の立会調査、または慎重工事です。

### 4. 調査方法・日程等の協議

指示の内容が発掘調査となる場合、申請者は尼崎市教育委員会との間で調査の方法・日程・調査費用等について具体的な協議をしていただきます。

### 5. 調査の実施

通常は、尼崎市教育委員会が主体となって発掘調査を実施します。調査の実施時期によっては、調査着手に時間を要する場合がありますので、できるだけ早い段階に協議・調整を行ってください。

### 6. 調査終了後の措置

発掘調査が終わると、工事に着手していただくことができます。ただし、特に重要な遺構等が確認された場合は、遺跡の保存等について協議させていただくことがあります。

### 7. 出土品の処理

発掘調査等によって発見した出土品は、遺構とあわせてその遺跡の価値・性格を構成するもので、系統的に整理し報告書を作成して公表するとともに、尼崎市教育委員会が保管し、展示・公開・研究資料あるいは教材として活用されます。

出土品は遺失物法の適用をうけ、警察署に埋蔵文化財の発見通知を提出した後、文化財として兵庫県に帰属します。法律上、土地の所有者にも出土品について所有権がありますが、出土品の文化財としての意義をご理解いただき、関係権利等を放棄していただくようお願いしています。

### 8. 発掘調査以外で埋蔵文化財を発見した場合

発掘調査以外で、例えば土木工事等の施工の際に、遺物・遺構などの埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更せず速やかに文化庁長官(権限委譲により実際の届出先は尼崎市教育委員会)に届け出なければなりません(法第96条第1項)。尼崎市教育委員会は、その遺跡が重要なものであり、保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その現状を変更するような行為の停止、又は禁止を命ずることができます。その期間は3ヶ月ですが、調査の進行にあわせて6ヶ月まで延長できます。また、尼崎市教育委員会は、届け出がなされなかった場合でも、現状変更停止等の措置を執ることができます。

## 尼崎市内周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）一覧

番号	遺跡名	種別	時代	所在地
1	宮ノ北遺跡	集落跡	弥生～鎌倉時代	西昆陽3丁目
2	北裏遺跡	集落跡	弥生～奈良時代	常松2丁目・西昆陽2丁目
3	三良田遺跡	散布地	古墳時代	西昆陽3丁目
4	上カンデ遺跡	散布地	古墳時代	西昆陽3丁目
5	猫山古墳	古墳？	古墳時代	武庫之荘9丁目
6	常松東浦遺跡	条里？	奈良時代	西昆陽1丁目・常松1丁目
7	時友遺跡	集落跡	平安～鎌倉時代	武庫之荘8・9丁目
8	友行古墳	古墳？	古墳時代	武庫之荘8丁目
9	南城越遺跡	集落跡	弥生～鎌倉時代	武庫之荘8丁目
10	中嶋遺跡	散布地	古墳時代	武庫の里2丁目
11	道ノ下遺跡	集落跡	弥生～室町時代	武庫之荘6・7・8丁目
12	南吹上遺跡	散布地	古墳時代	武庫之荘6丁目
13	南戸板遺跡	集落跡	弥生～古墳・ 平安～鎌倉時代	武庫之荘7丁目
14	東柿ノ木遺跡	集落跡	弥生～古墳時代	武庫之荘7丁目
15	武庫庄遺跡	集落跡	弥生・ 平安～鎌倉時代	武庫之荘本町2丁目・武庫之荘7丁目
16	浅堀古墳	古墳？	古墳時代	武庫之荘5丁目
17	庄ノ内遺跡	集落跡	弥生～室町時代	武庫之荘本町1・2・3丁目
18	四方田遺跡	散布地	弥生～古墳時代	武庫之荘本町3丁目
19	座頭塚古墳	古墳？	古墳時代	富松町3丁目
20	東富松遺跡A	城館跡	室町時代	富松町3丁目
21	東富松遺跡B	城館跡	室町時代	富松町3丁目
22	富松城跡	城館跡	室町時代	富松町2丁目
23	赤田遺跡	散布地	古墳時代	常吉1丁目
24	武庫中学校遺跡	包含地	古墳時代	武庫元町2丁目
25	西貝原遺跡	集落跡	弥生～古墳時代	南武庫之荘2丁目
26	大井戸古墳	古墳	古墳時代	南武庫之荘3丁目
27	武庫南部遺跡	集落跡	古墳～鎌倉時代	南武庫之荘4丁目
28	久保田遺跡	集落跡	弥生～鎌倉時代	南武庫之荘4丁目
29	上ノ島遺跡	集落跡	弥生時代	上ノ島町2・3丁目
30	桂木遺跡	包含地	古墳時代	立花町3丁目
31	一本松古墳	古墳？	古墳時代	立花町4丁目
32	水堂古墳	古墳	古墳時代	水堂町1丁目
33	車塚古墳	古墳？	古墳時代	富松町3丁目
34	阪塚古墳	古墳？	古墳時代	塚口町6丁目
35	琵琶塚古墳	古墳？	古墳時代	塚口町2丁目
36	塚口城跡	城館跡	弥生～室町時代	塚口本町1・2丁目
37	池田山古墳	古墳	古墳時代	塚口本町6丁目
38	辰巳台遺跡	包含地	弥生時代	富松町1丁目
39	栗山・庄下川遺跡	集落跡	弥生～鎌倉時代	栗山町1丁目・南塚口町7・8丁目
40	海老宇遺跡	散布地	古墳時代	南塚口町4丁目
41	ノ野遺跡	集落跡	古墳・ 平安～鎌倉時代	南塚口町5丁目
42	尼崎城跡	城館跡	江戸時代	北城内・南城内
43	田能遺跡	集落跡	弥生時代	田能6丁目
44	猪名川川床遺跡	包含地	縄文～古墳時代	田能2丁目
45	春日神社遺跡	集落跡	弥生～室町時代	田能3丁目・5丁目
46	猪名寺廃寺跡	寺院跡	白鳳～室町時代	猪名寺1丁目
47	蛭塚古墳	古墳？	古墳時代	猪名寺1丁目
48	北畑遺跡	散布地	弥生～古墳時代	猪名寺1丁目
49	四ノ坪遺跡	集落跡	弥生～平安時代	田能1・2丁目
50	寺前遺跡	散布地	弥生～古墳時代	猪名寺2丁目
51	上園橋遺跡	散布地	弥生時代	猪名寺1丁目・田能5丁目
52	前畑遺跡	集落跡	弥生～奈良時代	猪名寺1・2丁目
53	中ノ田遺跡	集落跡	弥生～奈良時代	猪名寺2丁目・南清水
54	大塚山古墳	古墳	古墳時代	南清水
55	南清水古墳	古墳	古墳時代	南清水
56	稻荷遺跡	散布地	古墳時代	南清水
57	松ヶ内遺跡	集落跡	弥生～奈良時代	南清水

番号	遺跡名	種別	時代	所在地
58	食満1号墳	古墳?	古墳時代	食満1丁目
59	食満2号墳	古墳?	古墳時代	食満1丁目
60	喜撰町遺跡	散布地	弥生時代	食満3丁目
61	鎌田遺跡	散布地	古墳時代	食満3丁目
62	西ノ口遺跡	散布地	古墳時代	食満2丁目
63	南ノ口遺跡	散布地	弥生～古墳時代	食満3丁目
64	宮ノ前遺跡	包含地	古墳・室町時代	食満5丁目
65	南浦遺跡	散布地	弥生～古墳時代	食満7丁目
66	東口遺跡	散布地	古墳時代	食満5丁目
67	古宮遺跡	集落跡	弥生～古墳 平安～中世	食満5・6丁目
68	藻川川床遺跡	散布地	縄文～古墳時代	食満4丁目
69	御園古墳	古墳	古墳時代	塚口本町8丁目
70	岡院の石棺	石棺	古墳時代	御園2丁目
71	熊野神社遺跡	集落跡	弥生～室町時代	若王寺1丁目
72	追田遺跡	散布地	古墳時代	瓦宮2丁目
73	平田遺跡	集落跡	古墳時代	若王寺1丁目
74	苗田遺跡	散布地	古墳時代	若王寺1丁目
75	伊佐具神社遺跡	包含地	古墳～室町時代	上坂部3丁目
76	伊居太古墳	古墳	古墳時代	下坂部4丁目・若王寺2丁目
77	下川田遺跡	散布地	弥生～古墳時代	若王寺2丁目
78	春日遺跡	包含地	古墳時代	若王寺3丁目
79	若王寺遺跡	集落跡	弥生～古墳時代	若王寺3丁目
80	二ノ坪遺跡	散布地	弥生～古墳時代	若王寺3丁目
81	川崎遺跡	散布地	弥生時代	久々知2丁目
82	茶屋ノ前遺跡1	散布地	古墳時代	久々知2丁目
83	茶屋ノ前遺跡2	散布地	弥生～古墳時代	久々知2丁目
84	下坂部遺跡	集落跡	弥生～古墳時代	下坂部3丁目・次屋2丁目
85	猪名庄遺跡	荘園跡	奈良～室町時代	潮江1丁目
86	金楽寺貝塚	集落跡	奈良～鎌倉時代	金楽寺町2丁目
87	石ノ戸遺跡	包含地	平安～鎌倉時代	長洲中通3丁目
88	長洲遺跡	集落跡	平安～鎌倉時代	杭瀬北新町4丁目・長洲東通3丁目
89	小田遺跡	包含地	平安～室町時代	杭瀬南新町2丁目
90	辰巳橋遺跡	包含地	平安～江戸時代	東本町1丁目
91	園田競馬場遺跡	包含地	弥生時代	椎堂2丁目
92	椎堂遺跡	散布地	弥生時代	椎堂1丁目
93	大西遺跡	散布地	弥生～古墳時代	椎堂1丁目
94	東園田遺跡	集落跡	弥生～鎌倉時代	東園田町2丁目
95	神楽田遺跡	散布地	古墳～平安時代	東園田町4丁目
96	深田遺跡	集落跡	弥生～室町時代	東園田町2・4・5丁目
97	西浦遺跡	集落跡	弥生～鎌倉時代	東園田町1・2丁目
98	東浦遺跡	集落跡	弥生～鎌倉時代	東園田町1丁目
99	三反長遺跡	散布地	弥生～古墳時代	東園田町6丁目
100	善法寺遺跡	集落跡	弥生～古墳・ 平安時代	善法寺町
101	西川遺跡	包含地	奈良～室町時代	次屋4丁目
102	真浄坊遺跡	集落跡	弥生～古墳時代	猪名寺1丁目
103	東武庫遺跡	集落跡	弥生～古墳・ 平安～鎌倉時代	武庫町1丁目・武庫元町1丁目
104	田能高田遺跡	集落跡	弥生～古墳時代	田能2丁目
105	長ノ手遺跡	集落跡	平安～鎌倉時代	武庫之荘9丁目
106	大物遺跡	包含地	平安～江戸時代	大物町2丁目
107	生津遺跡	集落跡	弥生～室町時代	南武庫之荘1丁目
108	潮江遺跡	集落跡	鎌倉～室町時代	潮江1丁目
109	塚口山廻遺跡	集落跡	弥生～古墳・ 平安～鎌倉時代	塚口本町6丁目
110	北雁力工遺跡	集落跡	弥生～古墳時代	上ノ島町1丁目
111	猪名寺遺跡	集落跡	弥生～奈良時代	猪名寺1丁目
112	若王寺千束遺跡	集落跡	弥生時代	若王寺2丁目
113	水堂石田遺跡	集落跡	古墳～室町時代	水堂町3丁目

### Ⅲ 埋蔵文化財包蔵地以外の開発について

尼崎市内には、奈良時代以降多くの荘園（貴族や社寺の私有地）が相次いで形成されましたが、そのほとんどは地名などでその位置が推定されているにすぎません。また、江戸時代には現在の城内地区に尼崎城が築かれ、その周囲には城下町が整備されましたが、その面影はほとんど残されていません。

尼崎市は戦後阪神工業地帯の一翼を担う工業都市として都市化が伸展し、昭和40年代に市内で実施した遺跡の所存を確認する分布調査の時にすでに市街地化していた地域については、分布調査を行うことができませんでした。

そこで、尼崎市教育委員会では、文献史料等により遺跡の所存が推定される地域や埋蔵文化財包蔵地の周辺などを尼崎市文化財保護条例第13条に基づく推定地として範囲を示し、事前に試掘調査あるいは建物の基礎掘削工事段階での土層確認のための立会調査に協力をお願いしています。また、一定面積以上の大規模な工事についても、推定地と同様の協力をお願いする場合があります。

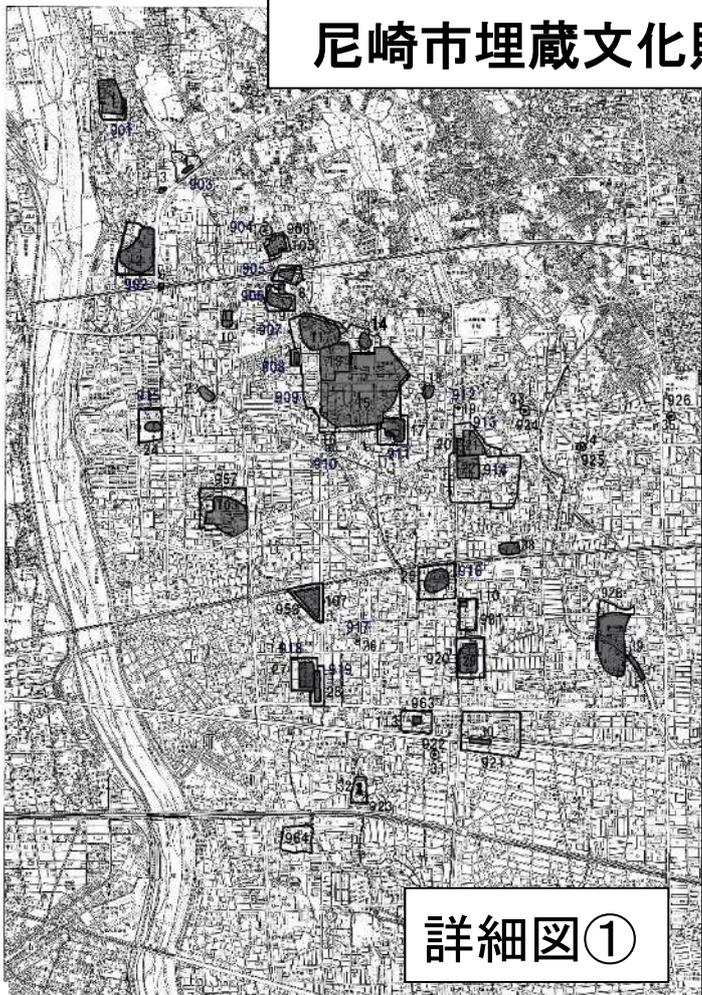
これら周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）以外の土地についても、工事中の遺跡の発見に伴うリスク等を避けるため事前の試掘調査あるいは土層確認のための立会に協力をお願いします。

- ※ 14頁のフローチャートを御参照ください。
- ※ 立会調査を要する場合は、25頁の遺跡推定地における土木工事について（様式⑦）を御提出ください。

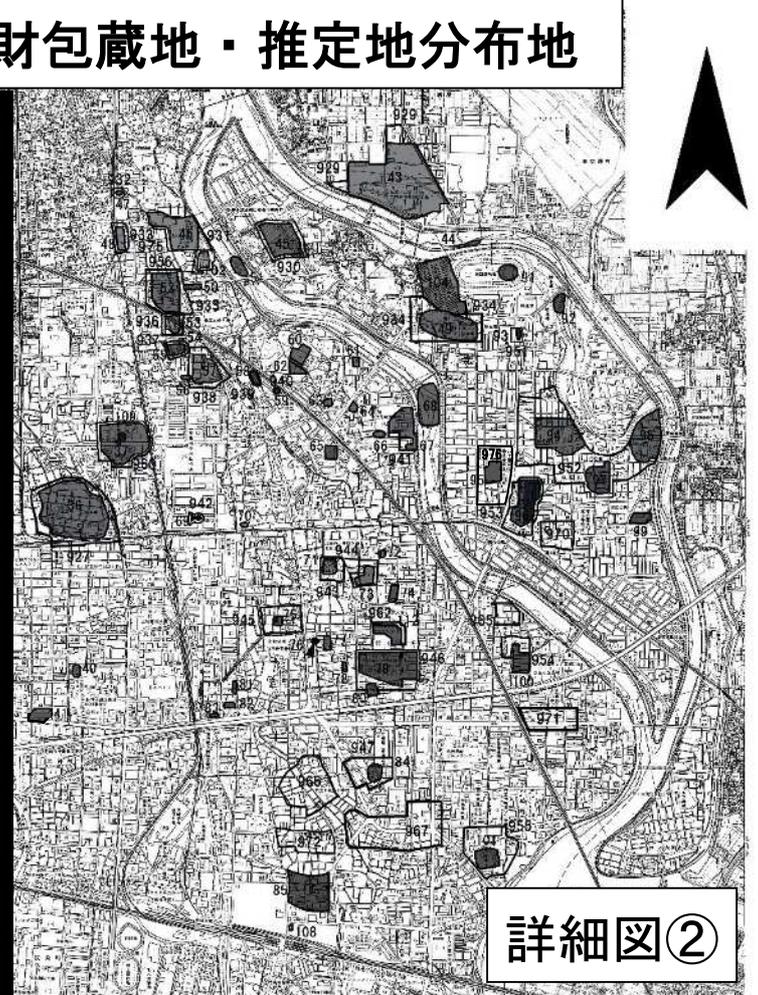
# 尼崎市内遺跡推定地一覽

番号	推定地名	所在地	番号	推定地名	所在地
901	宮ノ北遺跡推定地	西昆陽2・3丁目	946	若王寺遺跡推定地	若王寺2・3丁目
902	北裏遺跡推定地	西昆陽2丁目・常松2丁目	947	下坂部遺跡推定地	下坂部1・3丁目、次屋2丁目
903	上カンデ遺跡推定地	西昆陽3丁目	948	金楽寺貝塚推定地	西長洲町2丁目、金楽寺町2丁目、長洲西通2丁目、長洲本通3丁目
904	猫山古墳推定地	武庫之荘9丁目			
905	時友遺跡推定地	武庫之荘8・9丁目			
906	南城越遺跡推定地	武庫之荘8丁目			
907	道ノ下遺跡推定地	武庫之荘6・7・8丁目	949	石ノ戸遺跡推定地	長洲西通2丁目、長洲本通2・3丁目、長洲中通2・3丁目
908	南吹上遺跡推定地	武庫之荘6丁目			
909	武庫庄遺跡推定地	武庫之荘5・6・7丁目・武庫之荘本町1・2丁目	950	長洲遺跡推定地	長洲中通2・3丁目、長洲東通3丁目、杭瀬北新町4丁目
910	浅堀古墳推定地	武庫之荘3・5丁目	951	大西遺跡推定地	椎堂1丁目
911	庄ノ内遺跡推定地	武庫之荘本町1・2・3丁目	952	東園田遺跡推定地	東園田町1・2・3・4・5丁目
912	座頭塚古墳推定地	武庫之荘本町3丁目・富松町3丁目	953	深田遺跡推定地	東園田町4・5丁目
913	東富松遺跡推定地	武庫之荘本町3丁目・富松町3丁目	954	善法寺遺跡推定地	善法寺町
914	富松城跡推定地	武庫之荘本町3丁目・武庫之荘東2丁目・富松町1・2丁目	955	西川遺跡推定地	次屋4丁目、西川2丁目、神崎町
			956	真浄坊遺跡推定地	猪名寺1丁目
915	武庫中学校遺跡推定地	武庫元町2丁目	957	東武庫遺跡推定地	武庫元町1丁目、武庫町1丁目
916	西貝原遺跡推定地	南武庫之荘2丁目	958	長ノ手遺跡推定地	武庫之荘9丁目
917	大井戸古墳推定地	南武庫之荘3丁目			
918	武庫南部遺跡推定地	南武庫之荘4丁目			
919	久保田遺跡推定地	南武庫之荘4丁目・水堂町3・4丁目	959	生津遺跡推定地	武庫之荘西2丁目、武庫之荘2丁目、南武庫之荘1丁目
920	上ノ島遺跡推定地	南武庫之荘2丁目・上ノ島町2・3丁目	960	塚口山廻遺跡推定地	塚口本町2・3・6・8丁目
921	桂木遺跡推定地	立花町3丁目	961	北雁カエ遺跡推定地	南武庫之荘2丁目、上ノ島町1・2丁目
922	一本松古墳推定地	立花町4丁目	962	若王寺千束遺跡推定地	若王寺2丁目
923	水堂古墳推定地	水堂町1・2丁目	963	水堂石田遺跡推定地	水堂町3丁目
924	車塚古墳推定地	富松町3丁目	964	今北弓田推定地	稻葉元町1・2丁目
925	阪塚古墳推定地	塚口町6丁目	965	善法寺山本代推定地	善法寺町
926	琵琶塚古墳推定地	塚口町2丁目	966	下坂部川田推定地	下坂部1・2丁目、久々知3丁目、潮江3丁目
927	塚口城跡推定地	塚口本町1・2丁目、南塚口町2・3丁目	967	次屋松本推定地	次屋1・2・3・4丁目、潮江2丁目
928	栗山・庄下川遺跡推定地	南塚口町7・8丁目	968	常光寺中ノ町推定地	常光寺1・2・3・4丁目
929	田能遺跡推定地	田能6丁目	969	尼崎城下町推定地	東本町1・2・3・4丁目、築地1・2・3・4・5丁目、東向島東之町、大物町1・2丁目、北城内、御園町、開明町1・2・3丁目、西本町1・2・3・4・5・6丁目、西向島町、中在家町1・2・3・4丁目、西本町北通3・4・5丁目、東桜木町、寺町、西御園町、西桜木町、汐町
930	春日神社遺跡推定地	田能3・5丁目			
931	猪名寺麩寺跡推定地	猪名寺1丁目			
932	蛭塚古墳推定地	猪名寺1丁目			
933	北畑遺跡推定地	猪名寺1・3丁目			
934	四ノ坪遺跡推定地	田能1・2・3丁目、椎堂1丁目			
935	前畑遺跡推定地	猪名寺1・2丁目			
936	中ノ田遺跡推定地	猪名寺2丁目、南清水			
937	南清水古墳推定地	南清水			
938	松ヶ内遺跡推定地	南清水、塚口本町8丁目			
939	食満1号墳推定地	食満1丁目			
940	食満2号墳推定地	食満1丁目			
941	古宮遺跡推定地	食満5・6丁目			
942	御園古墳推定地	塚口本町8丁目			
943	熊野神社遺跡推定地	口田中2丁目、若王寺1丁目	970	法界寺堀ノ内推定地	東園田町5丁目
944	平田遺跡推定地	瓦宮2丁目、若王寺1丁目	971	額田イノキ推定地	額田町、高田町、神崎町
945	伊佐具神社遺跡推定地	上坂部3丁目	972	潮江西ノ口推定地	潮江2丁目
			973	長洲大門推定地	長洲中通2丁目
			974	今福中ノ町推定地	今福2丁目
			975	猪名寺遺跡推定地	猪名寺1丁目
			976	神楽田遺跡推定地	東園田町4丁目

# 尼崎市埋蔵文化財包蔵地・推定地分布地



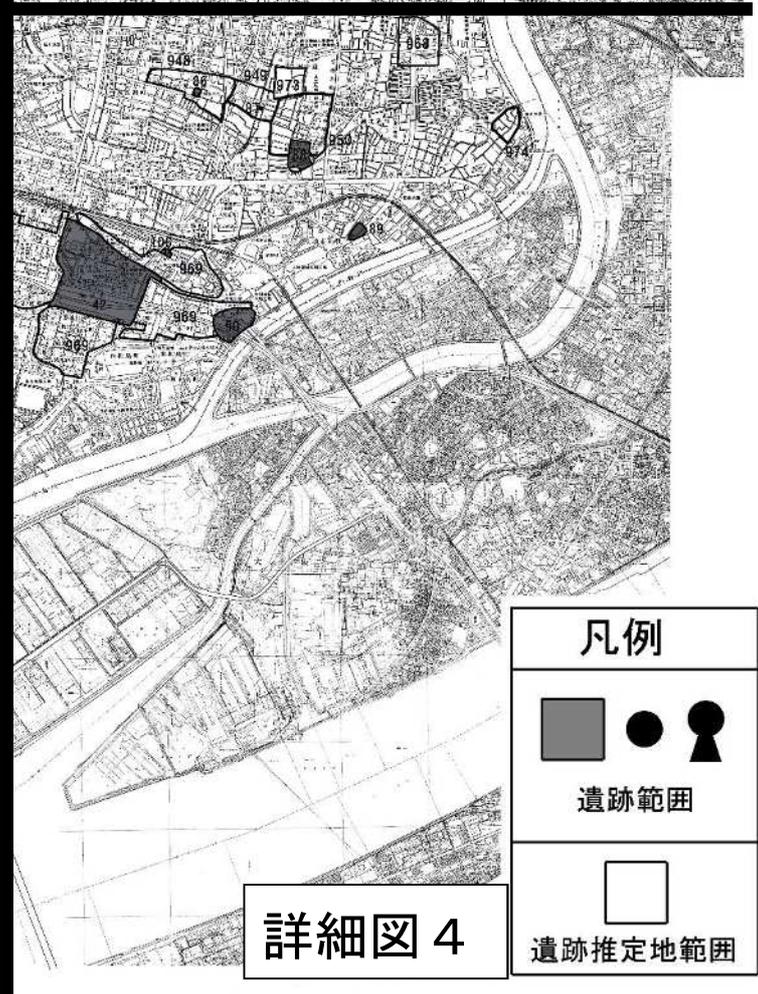
詳細図①



詳細図②



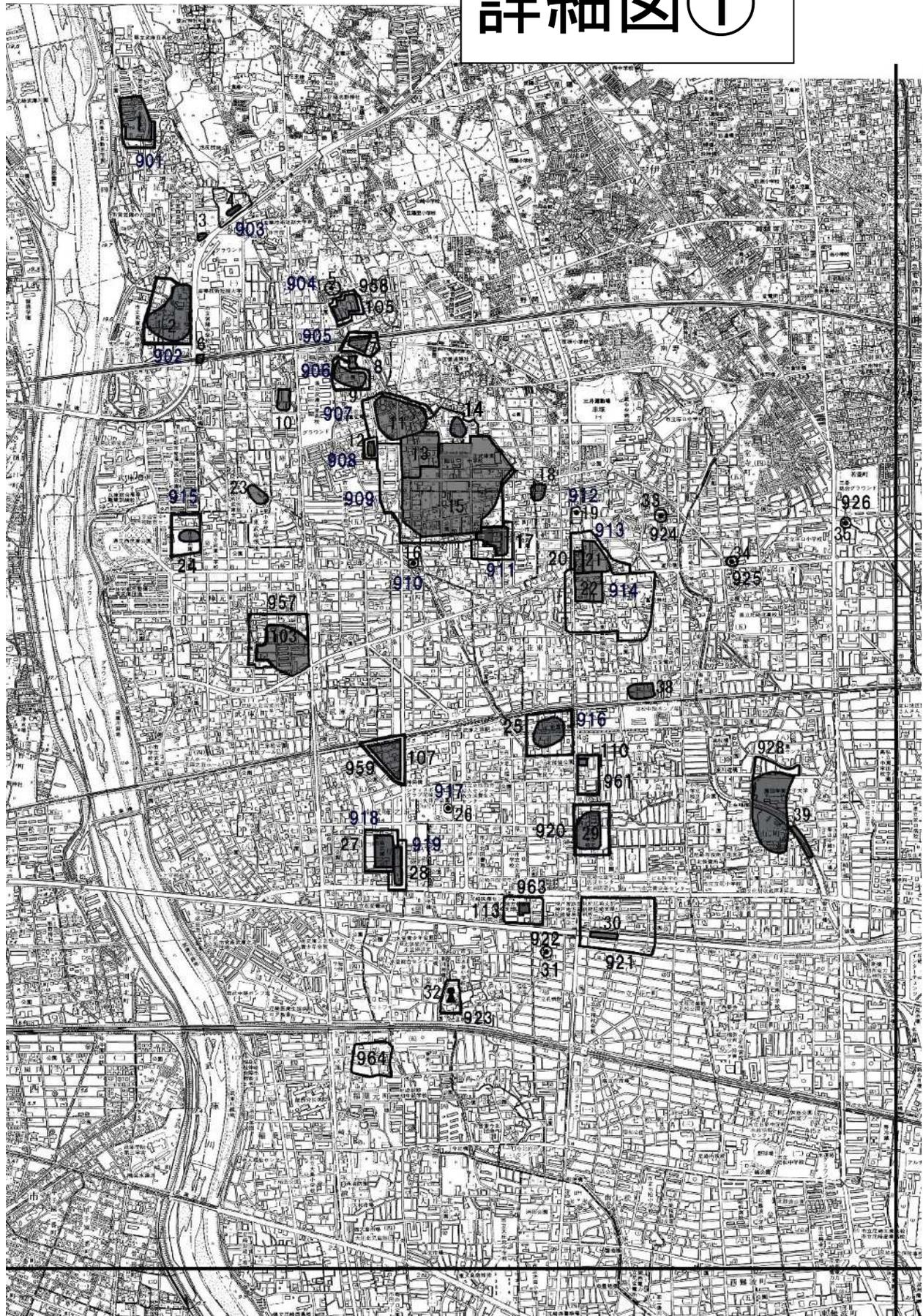
詳細図③



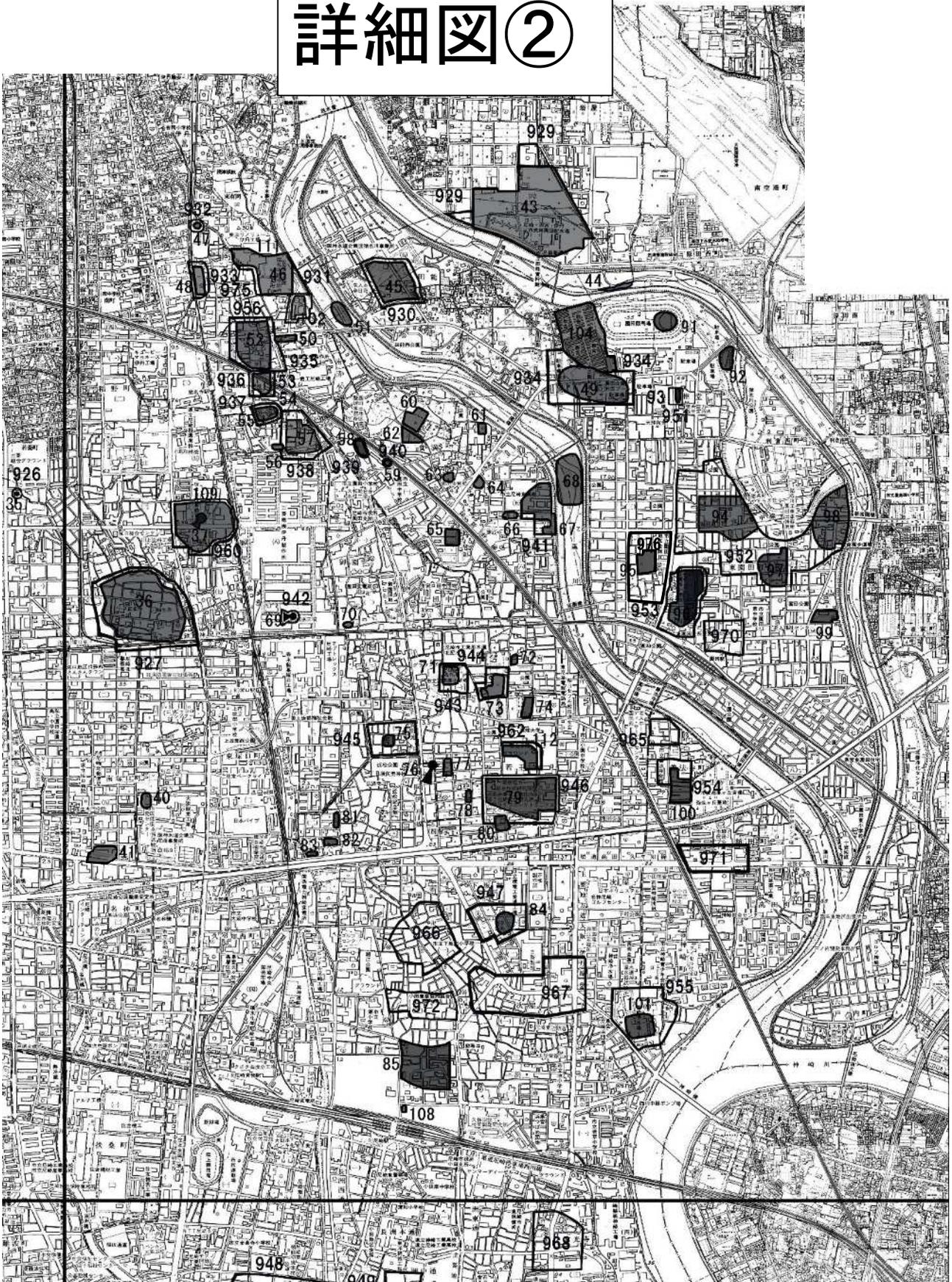
詳細図④

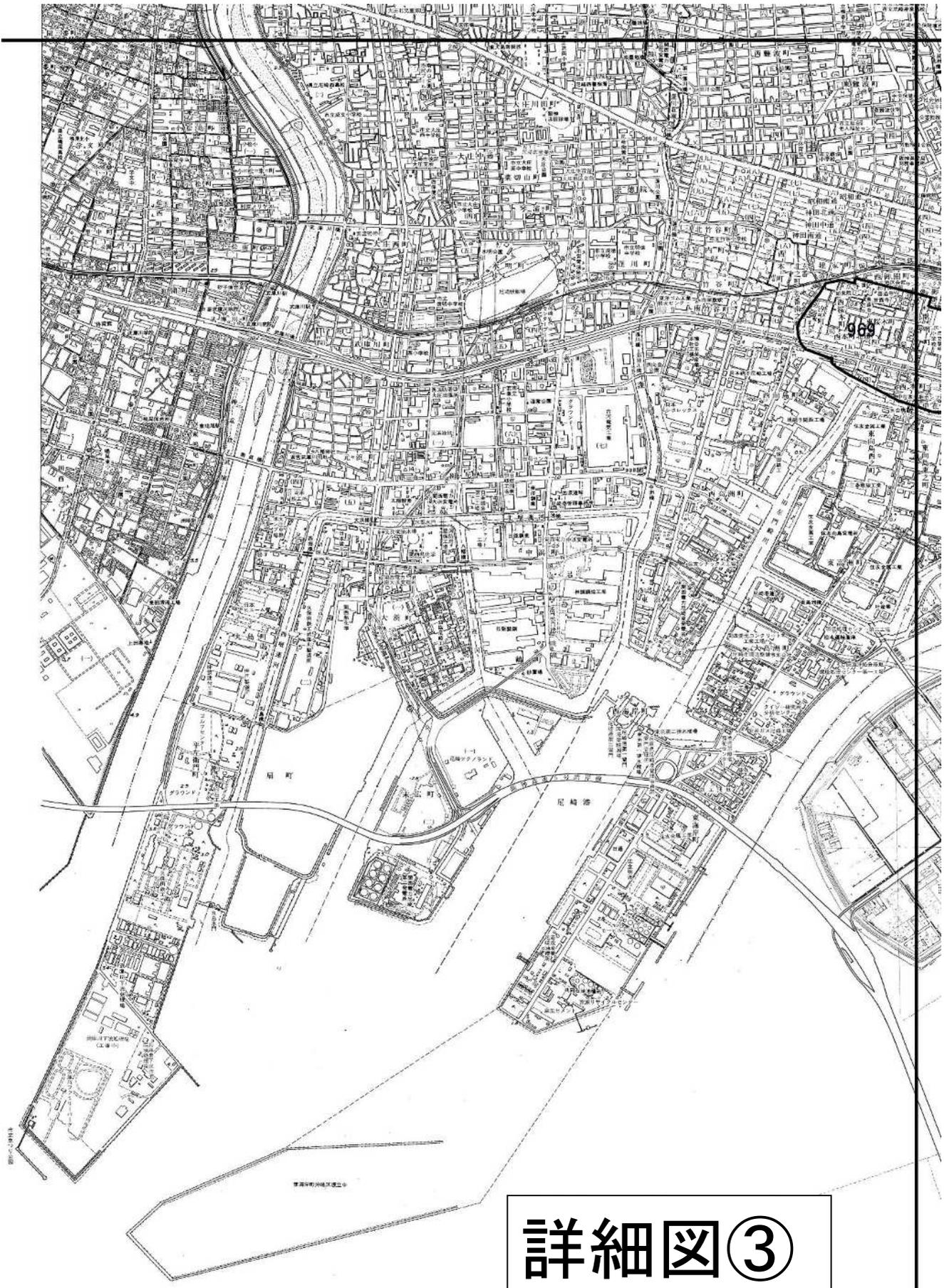
凡例	
	
遺跡範囲	
	
遺跡推定地範囲	
	
遺跡推定地範囲	

# 詳細図①



# 詳細図②





詳細図③



詳細図④

## IV 関係法令

### 文化財保護法（抄）

昭和25年5月30日 法律第214号

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1月以内にならなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(註：文化庁長官の権限に属する事務は、政令により県教育委員会が行うこととなっています。

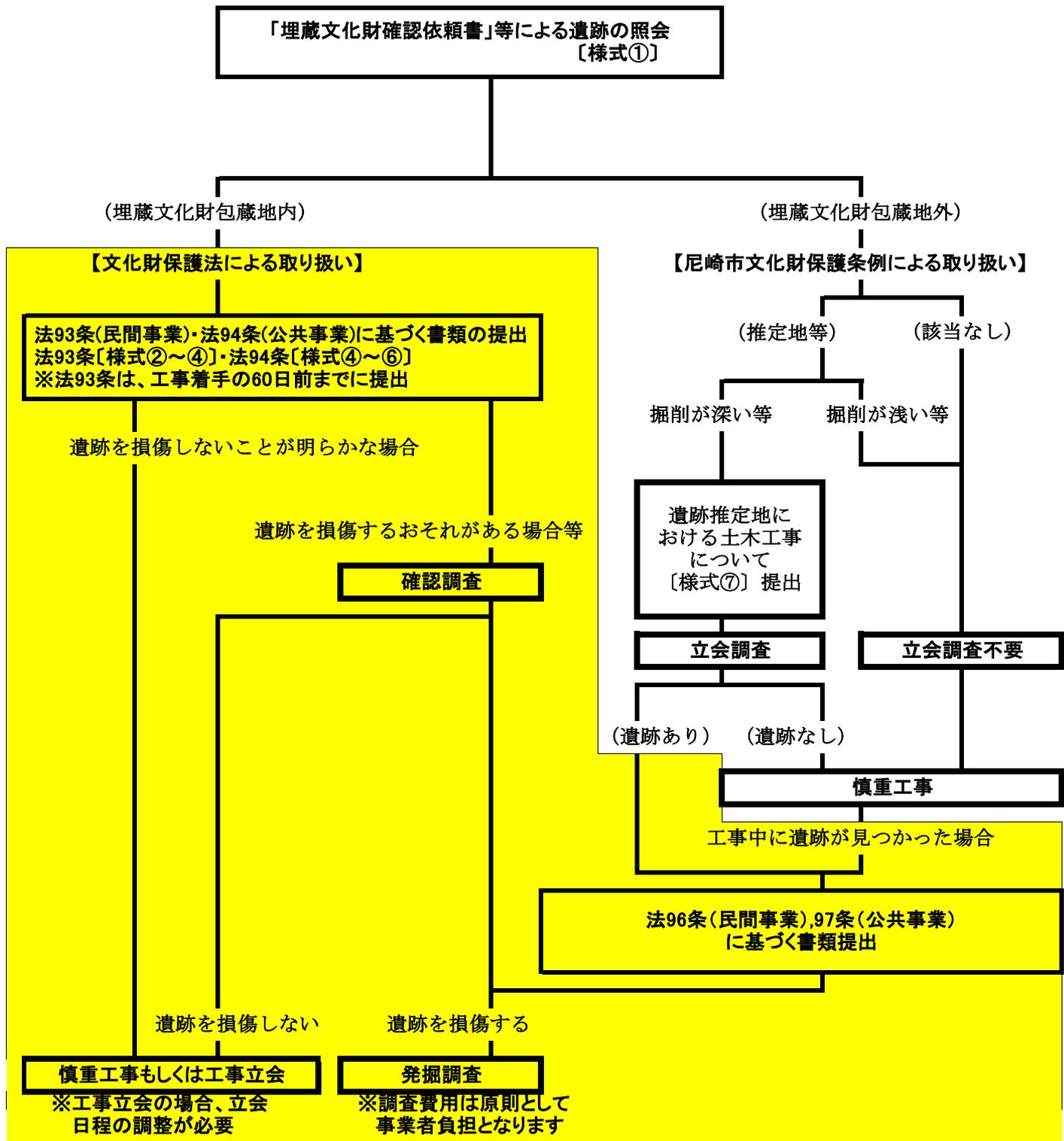
平成30年4月1日から、兵庫県においては、第93条及び第96条の権限に属する事務は、条例により中核市に委譲されましたため、尼崎市教育委員会が行うこととなっています。)

## 尼崎市文化財保護条例 (抄)

昭和57年3月31日 条例第7号

- 第13条 教育委員会は、埋蔵文化財(土地に埋蔵されている文化財をいう。)が包蔵されていると推定される土地の発掘調査をしようとする場合は、当該土地の所有者その他の関係者に対し、必要な措置を示し、協力を求めることができる。
- 2 文化財と認められる出土品を発見した者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出るとともに、その損傷及び散逸の防止に努めなければならない。

## V 埋蔵文化財の取り扱いフロー



※ 法93条・96条の届出に対しては、尼崎市教育委員会が回答します。

※ 法94条・97条の通知に対しては、従前どおり兵庫県教育委員会が回答します。(尼崎市教育委員会を経由します)

※ 国・県及びその関係機関が実施する公共事業の埋蔵文化財についての取り扱い等は兵庫県教育委員会と協議して下さい。

※ 掘削の「深い」「浅い」等、深度については、尼崎市教育委員会で判断します。

## 埋蔵文化財確認依頼書

令和 年 月 日

依頼の場所	尼崎市	敷地面積	m <sup>2</sup>
依頼者	住所		
	会社名		
	担当者		
	TEL ( ) -		
	FAX ( ) -		
依頼の目的	<input type="checkbox"/> 物件調査		
	<input type="checkbox"/> 建築計画		
	工場の目的 住宅・工場・倉庫・事務所・店舗・その他の建物		
	工場の概要 ( ) 造 ( ) 階建		
	開発予定年月日 令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> その他		

※太線内の必要事項を記入し依頼の場所のわかる地図(住宅地図等)を添えて照会して下さい。

照会先 尼崎市立歴史博物館 (尼崎市南城内10番地の2)

TEL 06-4868-0362 (埋蔵文化財専用)

FAX 06-6489-9800

回答内容

**1 法93条(民間事業)に基づく書類の提出 (様式②・③・④・添付書類各1部を尼崎市立歴史博物館に提出)**

(1) 様式②「周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘に伴う届出書の提出について」 ※事業者名で作成してください

(2) 様式③「埋蔵文化財発掘届出について 尼崎市教育委員会教育長あて ※事業者名で作成してください  
(下記記載例を参照のこと)

(3) 様式④「発掘調査承諾書」 ※土地所有者名で作成してください

(4) 添付書類

- ① 位置図(付近見取図 1/2,500の地図)
- ② 配置図(敷地と建物の配置がわかる図面)
- ③ 平面図(1階・地階の工事される範囲がわかる図面)
- ④ 基礎伏図(基礎の配置がわかる図面)
- ⑤ 基礎断面図(基礎の深さがわかる図面)
- ⑥ 現況写真(2方向以上) \*カラー

※ 地盤改良の有無、改良有の場合は、改良図面等

※ 配管・外構工事等の土木工事が有る場合は、各工事の配置図・平面図・断面図等(掘削幅・深度の分かるもの)

**<記載例>**

1 所在地	※地番で記入(住居表示不可)		
2 面積	※敷地全体面積を㎡で記入		
3 土地所有者	氏名等: (土地所有者が複数の場合は代表者氏名の他〇名としてください) 住所:		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡( )		
遺跡の名称		員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発( )		
工事の概要	※〇〇造〇階建 〇〇建築と記入 (例 木造 2階建 専用住宅)		
6 工事主体者	氏名: ※事業者(届出者と同じ) 住所:		
7 施工責任者	氏名: ※施工業者(未定の場合は未定と記入してください) 住所:		
8 着手時期	令和 年 月 日	9 終了時期	令和 年 月 日
10 参考事項			

※記入しないでください。  
※記入される場合は、着手時期については、実際に提出日される日から60日間以上空けてください。

# 様式②

令和 年 月 日

尼崎市教育委員会  
教 育 長 様

住 所

氏名等

## 周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘に伴う届出書の提出について

この度、次の場所で土木工事等のために発掘を実施したいので、文化財保護法第 93 条の規定による埋蔵文化財発掘届出書を提出します。

なお、確認調査・発掘調査が必要な場合は、調査の実施につきまして、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

1 所在地

2 面積                    m<sup>2</sup>

3 連絡先    〒        —  
住 所

氏名等

担当者

TEL        (        )

FAX        (        )

以 上

# 様式③

令和 年 月 日

尼崎市教育委員会  
教 育 長 様

住 所  
氏名等

## 埋蔵文化財発掘届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のために発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり届出します。

市町文書番号

令和 年 月 日

1 所在地			
2 面積			m <sup>2</sup>
3 土地所有者	氏名等: 住所:		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡( )		
遺跡の名称		員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発( )		
工事の概要			
6 工事主体者	氏名: 住所:		
7 施工責任者	氏名: 住所:		
8 着手時期	令和 年 月 日	9 終了時期	令和 年 月 日
10 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他( )
---------	------	------	------	--------

- 〔注意事項〕 ① 太線内は届出・通知者が記入 ② 指導事項欄は尼崎市教育委員会で記入  
③ 4・5欄は該当項目を○で囲み、該当事項のない場合は( )内に記入

# 様式④

令和 年 月 日

尼崎市教育委員会  
教 育 長 様

住所

氏名

## 発 掘 調 査 承 諾 書

下記所有地の発掘調査を承諾します。

なお、発掘調査による出土品について、その権利を放棄し、活用については貴殿に一任します。

記

1 発掘調査予定地の所在地

2 発掘調査の予定面積

以 上

## 93条届出チェックリスト

様式②	<input type="checkbox"/>	年月日は様式③の提出日と同一か。
	<input type="checkbox"/>	年月日は提出日を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	様式③の届出者の住所・氏名等が同一か。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、様式③の所在地と同一か。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、地番で記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	面積は様式③の面積と同一か。
	<input type="checkbox"/>	面積は敷地面積を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	連絡先は、この届出の代理人・責任者など調査時や工事について連絡が取れる者か。 ※調査など、その他、連絡・書類の送付等は連絡先の方とさせていただきます。
様式③	<input type="checkbox"/>	年月日は提出日を記載しているか。(実際に提出される日)
	<input type="checkbox"/>	届出者の住所・氏名が記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、地番で記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	面積は敷地面積を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	土地所有者の氏名等・住所は記載されているか。(届出者と同一でも記載の事)
	<input type="checkbox"/>	遺跡の現状、届出の地目を丸で囲っているか。 ※遺跡の種類・名称・時代等については、わからない場合は空けておいて下さい
	<input type="checkbox"/>	工事の目的を丸で囲っているか。 ※該当項目がわからない場合は空けておいて下さい。
	<input type="checkbox"/>	工事の概要を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	工事主体者の氏名・住所は、届出者と同一になっているか。
	<input type="checkbox"/>	施行責任者、工事担当者等は記載されているか。(未定の場合は未定と記載して下さい)
	<input type="checkbox"/>	着手時期については、届出日から60日以上あいているか。
様式④	<input type="checkbox"/>	年月日は様式③の提出日と同一か。
	<input type="checkbox"/>	年月日は提出日を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	土地所有者の住所・氏名が記載されているか
	<input type="checkbox"/>	様式③の所在地と同一か。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、地番で記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	面積は様式③の面積と同一か。
	<input type="checkbox"/>	面積は敷地面積を記載しているか。
添付書類	<input type="checkbox"/>	位置図(1/2500程度)の住宅地図等
	<input type="checkbox"/>	配置図(敷地と建物、配管工事等、今回の工事が全て分かる図面)
	<input type="checkbox"/>	平面図(1階・地階の平面図、配管工事等、今回の工事の実際に掘削する幅等が全て分かる図面)
	<input type="checkbox"/>	基礎伏図(基礎の配置のわかる図面)
	<input type="checkbox"/>	基礎断面図(基礎の深さがわかる図面)
	<input type="checkbox"/>	(地盤改良がある場合)地盤改良の工法・内容・改良範囲・改良深度等がわかる図面
	<input type="checkbox"/>	現況カラー写真(2方向以上) ※カラー印刷可
提出書類	<input type="checkbox"/>	様式②1部
	<input type="checkbox"/>	様式③1部
	<input type="checkbox"/>	様式④1部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 位置図1部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 配置図1部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 平面図1部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 基礎伏図1部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 基礎断面図1部
	<input type="checkbox"/>	(地盤改良がある場合は)添付書類 地盤改良図1部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 現況写真(2方向以上)1部

## 2 法94条(国の機関・地方公共団体等が実施する公共事業)に基づく書類の提出

兵庫県教育長あて(様式⑥・添付書類各2部、2部とも正本・様式④1部)

尼崎市教育長あて(様式⑤1部)

※ 上記を一括で尼崎市立歴史博物館に提出

(1) 様式⑤「周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘に伴う通知書の提出について」 ※事業者名で作成してください

(2) 様式⑥「埋蔵文化財発掘通知について 兵庫県教育長あて」 ※事業者名で作成してください

(下記記載例を参照のこと)

(3) 様式④「発掘調査承諾書」 ※土地所有者名で作成してください

※ 「尼崎市教育委員会教育長」宛を「兵庫県教育委員会教育長」宛に変更して下さい。

※ 当該地が「国の機関・地方公共団体等」の所有地の場合は不要

(4) 添付書類

① 位置図(付近見取図 1/2,500の地図)

② 配置図(敷地と建物の配置がわかる図面)

③ 平面図(1階・地階の工事される範囲がわかる図面)

④ 基礎伏図(基礎の配置がわかる図面)

⑤ 基礎断面図(基礎の深さがわかる図面)

⑥ 現況写真(2方向以上) \*カラー

※ 地盤改良の有無、改良有の場合は、改良図面等

※ 配管・外構工事等の土木工事が有る場合は、各工事の配置図・平面図・断面図等(掘削幅・深度の分かるもの)

### <記載例>

1 所在地	※地番で記入(住居表示不可)		
2 面積	※敷地全体面積を㎡で記入		
3 土地所有者	氏名等: (土地所有者が複数の場合は代表者氏名の他○名としてください) 住所:		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡( )		
遺跡の名称		員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発( )		
工事の概要	※○○造○階建 ○○建築と記入(例 木造 2階建 専用住宅)		
6 工事主体者	氏名: ※事業者(届出者と同じ) 住所:		
7 施工責任者	氏名: ※施工業者(未定の場合は未定と記入してください) 住所:		
8 着手時期	令和 年 月 日	9 終了時期	令和 年 月 日
10 参考事項			



# 様式⑥

(文書番号)  
令和 年 月 日

兵庫県教育長 様

住 所  
氏名等

## 埋蔵文化財発掘通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のために発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第94条の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり通知します。

教文第 号・令和 年 月 日		市町文書番号		令和 年 月 日	
1 所在地					
2 面積	m <sup>2</sup>				
3 土地所有者	氏名等: 住所:				
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡( )				
遺跡の名称				員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他( )				
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )				
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発( )				
工事の概要					
6 工事主体者	氏名: 住所:				
7 施工責任者	氏名: 住所:				
8 着手時期	令和 年 月 日		9 終了時期	令和 年 月 日	
10 参考事項					
指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他( )				

[注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入 ② 指導事項欄は兵庫県教育委員会で記入  
③ 4・5欄は該当項目を○で囲み、該当事項のない場合は( )内に記入

## 94条通知チェックリスト

様式⑤	<input type="checkbox"/>	年月日は様式⑥の提出日と同一か。
	<input type="checkbox"/>	年月日は提出日を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	様式⑥の届出者の住所・氏名等が同一か。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、様式⑥の所在地と同一か。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、地番で記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	面積は様式⑥の面積と同一か。
	<input type="checkbox"/>	面積は敷地面積を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	連絡先は、この届出の主管課など調査時や工事について連絡が取れる者か。 ※調査など、その他、連絡・書類の送付等は連絡先の方とさせていただきます。
様式⑥	<input type="checkbox"/>	年月日は提出日を記載しているか。(実際に提出される日)
	<input type="checkbox"/>	届出者の住所・氏名が記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、地番で記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	面積は敷地面積を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	土地所有者の氏名等・住所は記載されているか。(届出者と同一でも記載の事)
	<input type="checkbox"/>	遺跡の現状、届出の地目を丸で囲っているか。 ※遺跡の種類・名称・時代等については、わからない場合は空けておいて下さい
	<input type="checkbox"/>	工事の目的を丸で囲っているか。 ※該当項目がわからない場合は空けておいて下さい。
	<input type="checkbox"/>	工事の概要を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	工事主体者の氏名・住所は、届出者と同一になっているか。
	<input type="checkbox"/>	施行責任者、工事担当者等は記載されているか。(未定の場合は未定と記載して下さい)
	<input type="checkbox"/>	着手時期が記載されているか。(予定でも可)
様式④	<input type="checkbox"/>	兵庫県教育委員会教育長宛に変更しているか。
	<input type="checkbox"/>	年月日は様式⑥の提出日と同一か。
	<input type="checkbox"/>	年月日は提出日を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	土地所有者の住所・氏名が記載されているか
	<input type="checkbox"/>	様式⑥の所在地と同一か。
	<input type="checkbox"/>	所在地は、地番で記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	面積は様式⑥の面積と同一か。
	<input type="checkbox"/>	面積は敷地面積を記載しているか。
添付書類	<input type="checkbox"/>	位置図(1/2500程度)の住宅地図等
	<input type="checkbox"/>	配置図(敷地と建物、配管工事等、今回の工事が全て分かる図面)
	<input type="checkbox"/>	平面図(1階・地階の平面図、配管工事等、今回の工事の実際に掘削する幅等が全て分かる図面)
	<input type="checkbox"/>	基礎伏図(基礎の配置のわかる図面)
	<input type="checkbox"/>	基礎断面図(基礎の深さがわかる図面)
	<input type="checkbox"/>	(地盤改良がある場合)地盤改良の工法・内容・改良範囲・改良深度等がわかる図面
	<input type="checkbox"/>	現況カラー写真(2方向以上) ※カラー印刷可
提出書類	<input type="checkbox"/>	様式⑤1部
	<input type="checkbox"/>	様式⑥2部
	<input type="checkbox"/>	様式④1部(当該地が国の機関・地方公共団体等の所有地の場合は不要)
	<input type="checkbox"/>	添付書類 位置図2部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 配置図2部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 平面図2部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 基礎伏図2部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 基礎断面図2部
	<input type="checkbox"/>	(地盤改良がある場合は)添付書類 地盤改良図2部
	<input type="checkbox"/>	添付書類 現況写真(2方向以上)2部

# 様式⑦

令和 年 月 日

尼崎市教育委員会  
教 育 長 あて

住 所

氏 名

## 遺跡推定地における土木工事について

このたび、次のとおり土木工事等を実施しますので、立会調査の有無について御回答下さい。

- 1 土木工事等を実施しようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等を実施しようとする土地の面積
- 3 土木工事等を実施しようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業の概要 (1) 建築物用途  
(2) 構造 ( ) 造 ( ) 階建  
(3) 基礎の深さ 現地表下 cm
- 5 基礎掘削の予定時期  
令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 6 事前協議受付番号  
令和 年 月 日付 第 号
- 7 連絡先  
〒  
住 所  
会社名  
担当者

TEL ( )  
FAX ( )

## 遺跡推定地における土木工事について（様式⑦）の提出注意事項

### <提出部数等>

- 1 依頼書・添付書類とも**1部**必要。
- 2 住所・氏名は**事業者又は代理人**。

### <添付図面>

- 1 位置図（2，500分の1程度の地図）※住宅地図等
- 2 配置図（敷地・1F平面図）
- 3 基礎断面図（基礎掘削の深さのわかる図面）
- 4 地盤改良がある場合は、改良行為のわかる図面

### <記入上の注意>

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番は、**地番**で記入してください。
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積は、**敷地全体面積**を㎡で記入してください。
- 3 土木工事等をしようとする**土地の所有者**の氏名又は名称及び住所は、**個人又は法人名**で記入してください。
- 4 事業の概要は、たとえば、（1）共同住宅、（2）鉄筋コンクリート造5階建、（3）現地地表下250cm（最も深く掘削される部分、杭の深さは不要）と簡潔に記入してください。
- 5 基礎掘削の予定時期は、基礎工事のうち**杭打ち等の時期は除き**、掘削を伴う工事の予定時期を記入してください。

### <提出時期>

工事着手の**20日前**までに、尼崎市立歴史博物館へ**直接**提出いただくか、または**郵送**で提出願います。

### <その他>

掘削の時期が決まりましたら、掘削開始の**7日前**までに尼崎市立歴史博物館へ連絡願います。

※その際には書類に書いてある受付番号 **立会調査〇〇-〇〇〇〇**をお伝えください。

—埋蔵文化財については、下記のところにお問合せください。—

# 尼崎市立歴史博物館

〒660-0825

尼崎市南城内10番地の2

電話 06-4868-0362  
(埋蔵文化財専用)

FAX 06-6489-9800

問合せは、平日の9:00~17:30 お願いします

## 交通案内

阪神尼崎駅から南東へ徒歩約10分

阪神大物駅から南西へ徒歩約10分



## 駐車場の利用について

法令に基づき埋蔵文化財にかかる届出や確認に来られた方は、その手続きに要する時間のみ駐車料金が無料になりますので、駐車券を埋蔵文化財窓口へ提出してください。

編集発行 尼崎市教育委員会  
刊行 令和6年4月1日